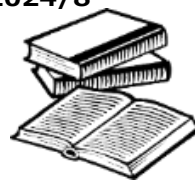


東久留米の図書館を考える



発行者：東久留米の図書館を考える会

見える？ わかる？ 指定管理費 ～市議会の傍聴席から～

Ⅱ. 指定管理費等の取立状況

令和5年度 収支報告書

項目	金額	割合
人件費	180,637	100%
間接経費	22,723	100%
会社管理費	17,528	100%

(令和5年度収支報告書)

令和5年度の「事業報告書」が指定管理者から提出されたのを機に、市に対して文書の公開を求める開示請求を行いました。

私たちがこれまで開示請求を行って手にすることが出来た文書は、肝心の箇所が全て真っ黒に塗りつぶされたものでしたが、情報公開条例に基づいた審査請求を行った結果、「公開」が原則となり、ようやくブラックボックスの扉が開かれ、指定管理の全体像が見えるようになるはずと期待していました。

しかし、公開された報告書の内容は、「黒塗り」は払拭されたものの、「透明性のある収支報告」からはほど遠い、疑問の残るものでした。

◆疑問その1・なぜ変わる報告書の様式の謎

今回公開された「収支報告書」は、前年度までの報告書から一転、「人件費の間接経費」と「会社管理費」の2つの項目が追加記載されていました。

令和4年度 収支報告:

(単位千円)

収入	指定管理料(注1)	250,334	支出	人件費	常勤職員	180,637
					非常勤職員	1,716
				その他	公租公課	19,266
					その他	17,141

令和5年度 収支報告:

(単位千円)

収入	指定管理料(注1)	250,334	支出	人件費	常勤職員	157,913
					非常勤職員	1,716
					間接経費(注2)	22,723
				その他	公租公課	19,308
会社管理費(注3)	17,528					

(注1) 指定管理期間5年間の予算12億5千167万円の各年度額

(複数年にわたる契約が必要な場合、総計予算を債務負担行為として計上しており、事業者は予算の限度額までは保証されたことになる)

「収支報告書」は、民間事業者による公立図書館の運営が適切に行われているのかを知る上で重要な情報であり、次期の予算策定の際の資料ともなるものです。したがって、報告書の内容は、「真実性」「明瞭性」「継続性」の原則が遵守され、明確な収支の記載と、経年で比較検証が可能となるものでなければならぬはず。しかし、平成25年度の指定管理者の導

入以来、報告書の記載様式が次々と変更され不透明になっています。特に、令和3年度の契約時には、事業者の利益などにつながる「会社管理費」の項目が消え、事実はどこにあるのか？実態の把握が一層難しくなっていました。

なぜ、このように事実を覆い隠し、検証を遠ざけるかのような内容に変更するのか？ 私たちは、図書館行政を審議する市議会に注目し、傍聴席に赴きました。

市の答弁(2024.3.21 予算特別委員会)

- 1.「収支報告につきまして、その内訳の記載のそういった表示の仕方をしたという詳しい経過につきましては分かりかねるところがございます。」
- 2.「指定管理料の中身のチェックでございますけれども、指定管理料につきましては、指定管理者の裁量によって活用されていくものと考えております。(中略)細かい経費の積み上げの確認は行ってはおりません。」

報告書の様式は公募時に市がひな型を示しているにもかかわらず“不明”、指定管理料をどのように使うかは事業者の裁量なので内容のチェックは行わないとする市の姿勢は「丸投げ」ともいえるもので、予算の範囲内で事業が運営されていれば“問題なし”として実態を把握しないことは市民に対する説明責任の放棄といわざるを得ません。

◆疑問その2・これで良いのか？ 市の管理体制

指定管理制度の検証の必要性を求める野党議員の質疑に対して、令和5年度の収支報告については下記のように応じました。

市の答弁(2024.6.12 定例会)

- 1.「人件費の中の間接経費は、図書館に配置されている人員の研修や福利厚生に使われるための経費が第一ですが、5年の指定管理期間の中で「調整費目」として「利益」も入ってくると認識している」
- 2.「今後の表記の仕方については分かりやすい情報の提供を検討していきたい」

「調整費目」という聞きなれない言葉を耳にしましたが、収支報告書の内訳は曖昧であり、費目の内容も見えません。しかし、その後の調査で、予算の上限に帳尻が合うよう、事業者の「利益」を「間接経費^(注2)」と「会社管理費^(注3)」の項目の中に分散して算入するなど、外部に見えない形で「調整」を行って報告書を作成していることが判明しました。

市が指定管理料の収支の内訳に留意しないことは、指定管理料の適正価格を積算する根拠を見失うことであり、また、人件費の内訳を把握しないことは、事業者のもとで働く職員の労働条件に目をそむけることと同様であり、公益的な使命や役割を担う自治体自らが、低賃金で不安定な働き方を余儀なくさせられるワーキングプアをつくり出すことに加担することにつながり、「公共サービス基本法・第十一条・公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備」の理念にも反するものと思います。

“細かい経費の積み上げの確認は行ってはおりません”、に問題の根があるのではないか。

“これで本当に良いのでしょうか？”・・・傍聴席からはそのように見えました。

後記 事実がはっきりする、理解ができる、合点がいく、などの意を表す「わかる」の漢字表記には「分かる」「解る」「判る」があるけれど、「発覚する」「露見する」の意味も重ね持つ。言葉の意味には広がりがあり、奥が深い。▼開示請求によってこれまで隠されていた多くの事実が「わかった」が、開示された収支報告書、議会で繰り返された答弁、どちらも「わかった」とは到底言い難い。「合点がいく」市政を望みたい。

連絡先：東久留米の図書館を考える会
ogataryou730@gmail.com(小形)

